

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	業在者地	営業所名	営所	業在所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条な項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社久日本流通 (法人番号944300 01031546) 代表者岸本尚久	北海道札幌市中央区北2条西23丁目2番1号	本社営業所	北海道札幌市中央区北2条西23丁目2-1		R7.12.19	輸送施設の使用停止(20日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他1件	令和7年6月9日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)	2	2	
2	株式会社ティーアーネットサービス (法人番号14300 01045917) 代表者渡邊貴浩	北海道札幌市手稲区前田9条11丁目3番1号	本社営業所	北海道札幌市手稲区前田9条11丁目3番1号		R7.12.19	輸送施設の使用停止(70日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和7年6月19日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項から第3項)	7	7	
3	株式会社ヤマゲン運輸 (法人番号24400 01006537) 代表者由利敏雄	北海道桧山郡厚沢部町字美和1085-1	本社営業所	北海道桧山郡厚沢部町字美和1085-1		R7.12.19	輸送施設の使用停止(136日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和7年1月14日及び令和7年3月5日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)	14	14	
4	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号10100 01112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	島牧郵便局	北海道島牧郡島牧村泊151-4		R7.12.3	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
5	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号10100 01112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	清水沢郵便局	北海道夕張市清水沢宮前町15		R7.12.3	輸送施設の使用停止(48日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
6	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号10100 01112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	若松郵便局	北海道久遠郡せたな町北檜山区若松323番地		R7.12.3	輸送施設の使用停止(43日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業者地	営業所名	営所	業者地	処年月分	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
7	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	標準郵便局	北海道標準郵便局	北海道標準郵便局	北海道標準郵便局	R7.12.3	輸送施設の使用停止 (86日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月3日及び令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
8	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	茶内郵便局	北海道厚岸郡浜中町茶内本町41	北海道厚岸郡浜中町茶内本町41	北海道厚岸郡浜中町茶内本町41	R7.12.3	輸送施設の使用停止 (60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
9	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	清水郵便局	北海道上川郡清水町南2条3丁目8	北海道上川郡清水町南2条3丁目8	北海道上川郡清水町南2条3丁目8	R7.12.3	輸送施設の使用停止 (130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
10	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	広尾郵便局	北海道広尾郡広尾町東1条13丁目14	北海道広尾郡広尾町東1条13丁目14	北海道広尾郡広尾町東1条13丁目14	R7.12.3	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
11	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中札内郵便局	北海道河西郡中札内村東1条南2丁目4	北海道河西郡中札内村東1条南2丁目4	北海道河西郡中札内村東1条南2丁目4	R7.12.3	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
12	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	陸別郵便局	北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線5-3	北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線5-3	北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線5-3	R7.12.3	輸送施設の使用停止 (60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
13	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		妹背牛郵便局	北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛419-2		R7.12.10	輸送施設の使用停止(118日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
14	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		朝日郵便局	北海道士別市朝日町中央4039-73		R7.12.10	輸送施設の使用停止(30日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
15	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		豊富郵便局	北海道天塩郡豊富町豊富大通3		R7.12.10	輸送施設の使用停止(159日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
16	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		大滝郵便局	北海道伊達市大滝区本町103-16		R7.12.10	輸送施設の使用停止(29日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
17	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		庶野郵便局	北海道幌泉郡えりも町庶野649-28		R7.12.10	輸送施設の使用停止(20日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
18	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		音別郵便局	北海道釧路市音別町本町1丁目117		R7.12.10	輸送施設の使用停止(32日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
19	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		幕別郵便局	北海道中川郡幕別町字本町51-1			R7.12.10	輸送施設の使用停止(111日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
20	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		小清水郵便局	北海道斜里郡小清水町南町2丁目1-3			R7.12.10	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
21	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		女満別郵便局	北海道網走郡大空町女満別西2条2丁目1-11			R7.12.10	輸送施設の使用停止(104日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
22	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		野塚郵便局	北海道積丹郡積丹町野塚町16-4			R7.12.17	輸送施設の使用停止(60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
23	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		当別郵便局	北海道石狩郡当別町弥生51-4			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
24	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		太美郵便局	北海道石狩郡当別町太美町1480-58			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
25	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		新篠津郵便局	北海道石狩郡新篠津村第46線北12			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
26	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		八雲郵便局	北海道二海郡八雲町本町265-1			R7.12.17	輸送施設の使用停止(60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
27	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		上ノ国郵便局	北海道檜山郡上ノ国町大留65-4			R7.12.17	輸送施設の使用停止(86日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月25日及び令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
28	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		奥尻郵便局	北海道奥尻郡奥尻町奥尻800			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
29	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		上川郵便局	北海道上川郡上川町北町98番地			R7.12.17	輸送施設の使用停止(118日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
30	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		利尻おじど まり郵便局	北海道利尻郡利尻富士町駒泊本町89-7 -8			R7.12.17	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	分内	分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
31	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		中頓別郵便局	北海道枝幸郡中頓別町中頓別152-11		R7.12.17	輸送施設の使用停止(42日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
32	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		鷹栖郵便局	北海道上川郡鷹栖町南1条2丁目9-24		R7.12.17	文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
33	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		浦河郵便局	北海道浦河郡浦河町浜町7		R7.12.17	輸送施設の使用停止(60日車) 及び文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
34	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		阿寒郵便局	北海道釧路市阿寒町中央1丁目3-23		R7.12.17	輸送施設の使用停止(23日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)	—	—	
35	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		別海郵便局	北海道野付郡別海町別海旭町25-1		R7.12.17	輸送施設の使用停止(82日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
36	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		厚岸郵便局	北海道厚岸郡厚岸町字港町2-139		R7.12.17	文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
37	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		阿寒湖郵便局	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6-13			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
38	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		川湯郵便局	北海道川上郡弟子屈町川湯温泉3丁目1-5			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
39	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		美留和郵便局	北海道川上郡弟子屈町美留和76			R7.12.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
40	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		野幌郵便局	北海道江別市野幌町68-5			R7.12.24	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
41	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		手稻郵便局	北海道札幌市手稻区前田7条11丁目1-1			R7.12.24	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
42	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		道央札幌郵便局	北海道札幌市東区東雁来8条3丁目2-1			R7.12.24	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧